## 誓約 書

物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規程第2条第1項に規定する欠格要件に該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格者に決定された場合は、入札への参加、契約の履行に当たっては関係諸法令等を守り、万一違反の行為があった場合は、入札参加資格の取消しの処分を受けても何ら異議のないことを誓約します。

令和 年 月 日

広陵町長 殿

住所(所在地)

商号又は名称

物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規程第2条第1項(抜粋)

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者。
- (2) 第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者。
- (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者。
- (4) 資格審査の申請を行うときに町税等を完納していない者。
- (5) 資格審査の申請を行う年の申請日現在において、引き続き1年以上営業を営んでいない者。
- (6) ア. 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所 (常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、 個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7 7号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - イ. 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経 営に実質的に関与しているとき。
  - ウ. 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は、第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - 工. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等 直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると き。
  - オ. ウ及び工に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 資格審査の申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の申請を 記載した者。